

# 第 1 章

## 計画の概要



## 第1節 計画策定の背景・趣旨

### 子ども・子育て支援新制度と武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育及び保育並びに地域における子育て支援の推進及び質の向上等を図るため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て3法が制定され、平成27年度に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。一方、「次世代育成支援行動計画」は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能とされました。

本市においては、上記の流れを踏まえ、平成27年3月に、「武蔵村山市次世代育成支援行動計画」に掲げた施策を含めた一体の計画として、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この第二期計画として、それまでの市の取組を継承しつつ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化に対応し、子ども・子育て支援の質・量の充実、安心して子どもを産み育てられる環境整備、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現させるべく、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定し、取組を進めてきました。

### 武蔵村山市子どもの未来応援プラン

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本市においては、令和2年7月に、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」（以下「応援プラン」という。）を策定し、「子どもの幸せな未来を応援するまち武蔵村山 ～全ての子どもたちとその家庭を見守り支援する～」を基本理念に掲げ、子どもの貧困対策に係る施策を実施してきました。

※「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和6年6月の改正により、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」となりました。

## こども基本法とこども大綱

近年の重要な展開として、令和5年4月にこども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。

また、同じく令和5年4月に、子どもの健やかな成長及び子どものある家庭の子育てに対する支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務を行う機関として「こども家庭庁」が発足しました。加えて、令和5年12月に子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策に関する基本的な方針や子ども施策に関する重要事項等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

## 武蔵村山市子ども計画の策定

本市では、第二期計画及び応援プランに基づき、子ども・子育て支援の質・量の充実、安心して子どもを産み育てられる環境整備、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を充実させるとともに、地域の全ての子どもたちとその家庭に対して、関係機関との連携による支援を展開してきました。

今般、第二期計画及び応援プランの計画期間が令和6年度末をもって満了することから、子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」を新たに加え、令和5年度に実施した子育て支援に関するニーズ調査等の結果を踏まえ、本市の現状と課題等を整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「武蔵村山市子ども計画」を策定するものです。



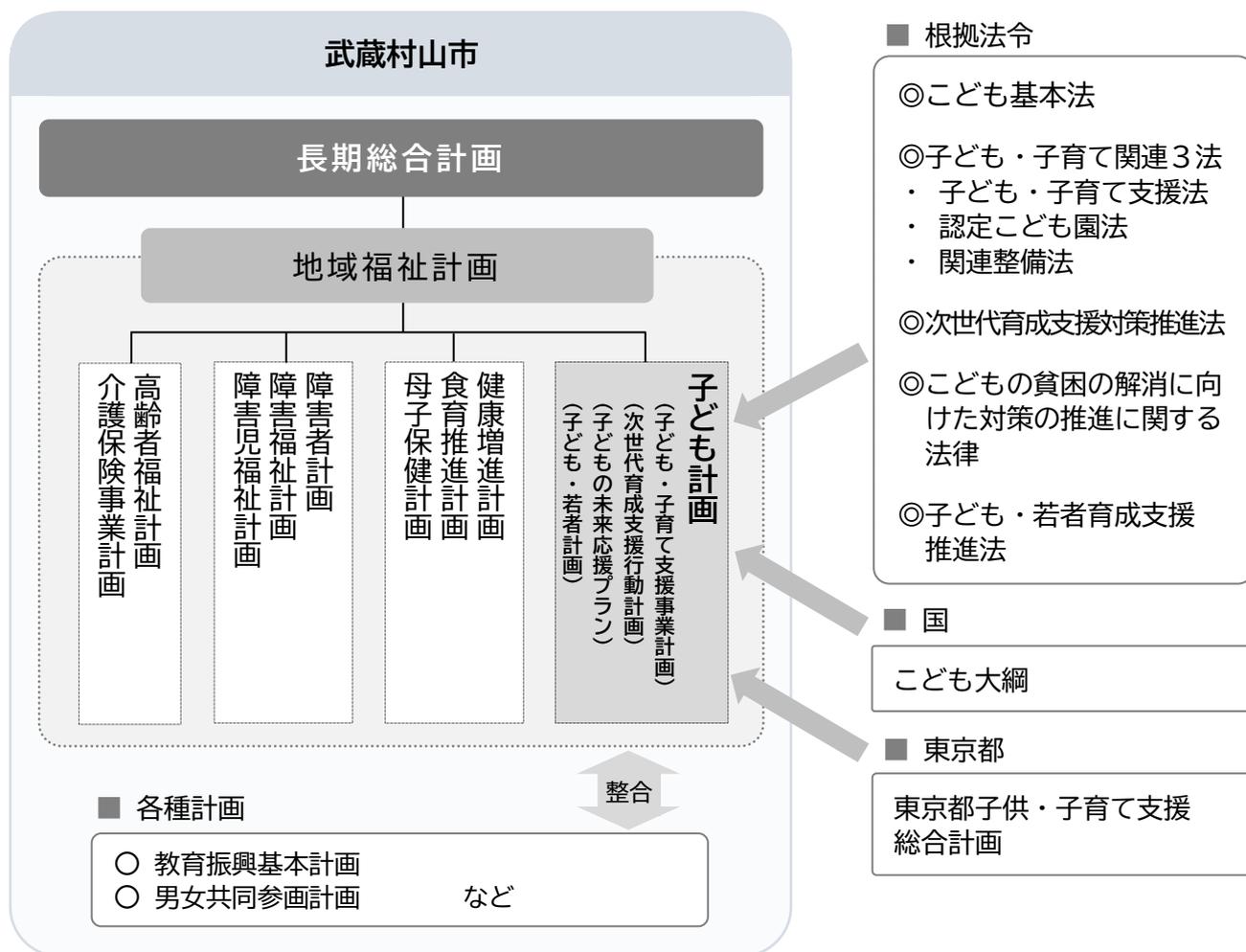
## 第2節 計画の性格と位置付け

市町村子ども計画は、子ども基本法第10条第2項を根拠とし、同条第5項において既存の各法令に基づく子ども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができるかとされています。

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画（第二期計画）、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画（応援プラン）及び子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画の4つの計画を一体の計画として「武蔵村山市子ども計画」を策定します。

本計画の策定に当たっては、市政の最上位計画である「武蔵村山市第五次長期総合計画」の部門計画として策定し、国・東京都が策定した関連の計画や、市の各種計画等との整合・連携を図っています。

### 【 上位計画、関連法との関係 】



## こども計画の位置付け

### こども基本法第10条第2項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

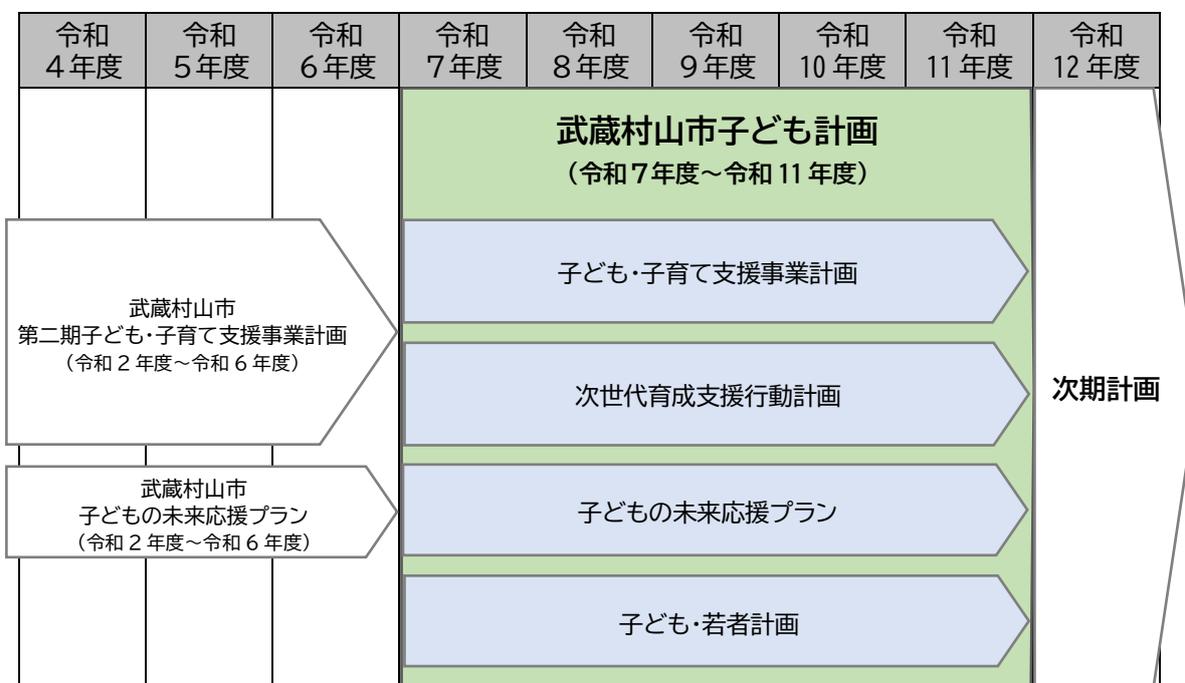
### こども基本法第10条第5項

市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## 第3節 計画の期間及び計画の対象

### 1 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。



### 2 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳からおおむね18歳まで）及び若者（おおむね39歳まで）とその家族とします。

## 第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、市の子ども・子育て支援施策について、子育ての当事者等の意見を反映させるため、学識経験者、子ども・子育て支援事業従事者、教育関係者、関係行政機関の職員、子どもの保護者、公募の市民により構成される「武蔵村山市子ども・子育て会議」を開催し、審議を重ねました。

また、子育て支援に関するニーズ調査等やパブリックコメントを実施し、幅広く子育ての当事者等の意見を踏まえて策定しました。

市内の連携については、関連各部署の代表者で構成される「子ども・子育て支援事業検討委員会」において検討を行いました。

また、東京都との関係については、東京都が定める広域的な「東京都子供・子育て支援総合計画」と整合を図りました。

